

○厚生労働大臣が認めた学校等  
(受験資格コード04関係)

- (1) 保健師学校、同養成所
- (2) 助産師学校、同養成所
- (3) 看護師学校、同養成所（旧甲種看護婦養成所を含むものとし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校の卒業（以下「新高卒」という。）を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）  
看護師学校、同養成所の進学課程（免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は「新高卒」の准看護師を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）  
旧看護婦養成所（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）  
※ 准看護師学校、同養成所は該当しないことに注意。
- (備考) 上記の「保健師学校、同養成所」、「助産師学校、同養成所」、「看護師学校、同養成所」、及び「准看護師学校、同養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による「保健婦学校、同養成所」、「助産婦学校、同養成所」、「看護婦学校、同養成所」及び「准看護婦学校、同養成所」を含む。
- (4) 保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設
- (5) 栄養士の養成施設
- (6) 美容師養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
- (7) 理容師養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
- (8) 理学療法士学校、同養成施設
- (9) 作業療法士学校、同養成施設
- (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの又は学校教育法による中学校の卒業を入学資格とする修業年限5年以上のもの。）
- (11) 柔道整復師学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (12) 言語聴覚士学校、同養成所
- (13) 診療放射線技師学校、同養成所
- (14) 旧診療エックス線技師学校、同養成所
- (15) 臨床工学技士学校、同養成所
- (16) 臨床検査技師学校、同養成所
- (17) 旧衛生検査技師学校、同養成所
- (18) 視能訓練士学校、同養成所
- (19) 義肢装具士学校、同養成所
- (20) 歯科技工士学校、同養成所
- (21) 歯科衛生士学校、同養成所
- (22) 救急救命士学校、同養成所
- (23) 社会福祉士の養成機関（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (24) 職業能力開発総合大学校の特定専門課程（旧専門課程を含む。）及び長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程、旧職業訓練大学校の長期課程、長期附置専員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程を含む。）
- (25) 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発大学校の専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）を含む。）
- (26) 大学の別科（修業年限2年以上のもの。）
- (27) 高等学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。）
- (備考) 上記の「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による「盲学校」、「ろう学校」及び「養護学校」を含む。
- (28) 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数1,700時間以上の専修学校の専門課程
- (29) 外国における大学等の卒業者（通算修業年数が14年以上となるもの。）
- (30) 旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、旧関東州令、在満帝国国民教育令又は大正10年勅令第328号（旧外地教育令）による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校、師範学校又は中等教員養成所
- (31) 旧図書館職員養成所
- (32) 養護教諭養成機関
- (33) 幼稚園教諭養成機関
- (34) 小学校教員養成機関
- (35) 中学校教員養成機関
- (36) 盲学校教員養成機関
- (37) 旧国立工業教員養成所
- (38) 旧国立養護教諭養成所
- (39) 旧東京美術学校師範科又は本科
- (40) 旧東京音楽学校の本科又は甲種師範科
- (41) 旧高等師範学校又は女子高等師範学校
- (42) 旧東京農業教育専門学校
- (43) 旧師範学校又は青年師範学校
- (44) 旧高等女学校の高等科又は専攻科
- (45) 旧東京盲学校師範部甲種
- (46) 旧東京ろう学校師範部の普通科甲又は技芸科
- (47) 旧臨時教員養成所
- (48) 旧青年学校教員養成所
- (49) 旧実業補習学校教員養成所
- (50) 旧実業学校教員養成所
- (51) 都道府県農業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (52) 都道府県林業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (53) 都道府県蚕業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (54) 農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の果樹試験場又は野菜・茶業試験場の農業技術研修課程（旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (55) 鯉淵学園本科
- (56) 旧高等農事講習所本科
- (57) 水産大学校
- (58) 旧水産講習所遠洋漁業科、専攻科又は本科
- (59) 旧函館水産専門学校の水産漁業科又は専攻科
- (60) 旧鉄道教習所専門部（専門部と同等とみなされる部及び科を含む。）
- (61) 旧日本国有鉄道中央鉄道学園の大学課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）
- (62) 海上保安大学校本科
- (63) 海上保安学校灯台科又は本科（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (64) 海技大学校本科
- (65) 旧高等商船学校本科又は専科
- (66) 旧商船学校（席上課程及び実習課程を含む。）
- (67) 旧商船高等学校（席上課程及び実習課程を含む。）
- (68) 航空大学校
- (69) 航空保安大学校本科
- (70) 旧航空保安職員研修所本科
- (71) 気象大学校大学部（旧気象庁研修所高等部を含む。）
- (72) 旧中央気象台技術官養成所本科
- (73) 旧高等通信講習所本科又は旧無線電信講習所
- (74) 旧電信協会管理無線電信講習所本科
- (75) 旧無線電信講習所の高等科第3部、普通科第1部又は本科
- (76) 旧通信官吏練習所（旧通信院官吏練習所を含む。）の技術科、行政科又は無線通信科
- (77) 旧日本電信電話公社中央電気通信学園高等部（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (78) 旧建設省地理調査所技術員養成所普通科
- (79) 防衛大学校
- (80) 旧陸軍士官学校（旧陸軍航空士官学校を含む。）
- (81) 旧陸軍経理学校
- (82) 旧陸軍造兵廠、旧陸軍航空廠、旧陸軍航空工廠、又は旧陸軍燃料廠の技能者養成所技術員科
- (83) 旧海軍兵学校
- (84) 旧海軍機関学校
- (85) 旧海軍経理学校
- (86) 旧海軍工作所工員養成所（教習所を含む。）の補習科、専習科又は高等科
- (87) 旧海軍技手養成所
- (88) 旧満州開拓義勇隊国立開拓指導員訓練所